

朝霞市景観計画の変更（素案）

令和元年12月

朝霞市

【変更の目的】

朝霞市では平成28年4月1日に朝霞市景観計画を施行し、朝霞市の自然や歴史文化、人々の営みを伝える大切な風土や風景を守るとともに、より良い景観をつくり、住みたい、訪れたいと感じるまちづくりを進めております。

景観計画では、地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に進めるため、景観づくり重点地区を定めることとしており、現在進めている基地跡地シンボルロードの整備に合わせて市役所及び公園通り（一部）の周辺を、景観づくり重点地区として「シンボルロード周辺エリア」に指定し、ケヤキ並木と周辺の公共施設等が一体となって形成する魅力的な緑の景観を守るとともに、本市の顔としてふさわしい緑豊かでゆとりとにぎわいを感じる景観づくりを実現するものです。

【変更の主な内容】

○概要

景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」の指定に伴う変更

・目次

- 「別冊 1. 景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」」を追加
- ・ 16 ページ (2) 景観づくり重点地区
 - 項目「①景観づくり重点地区の指定方針」を追加
 - 項目「②景観づくり重点地区の指定一覧」及び内容を追加
- ・ 23 ページ 景観ゾーンの対象範囲
 - 「※」で、景観づくり重点地区については別冊参照の旨を記載
- ・ 24 ページ 景観ゾーン区分図
 - 【タイトル】
 - 変更前…景観ゾーン区分図
 - 修正後…景観ゾーン及び景観づくり重点地区区分図
 - 【図・凡例】
 - シンボルロード周辺エリアを追加
- ・ 33 ページ 届出対象規模の表
 - 「(景観づくり重点地区を除く)」を追加
- ・ 35 ページ 景観づくり基準
 - 「(景観づくり重点地区を除く)」を追加
 - 景観づくり重点地区の運用について記載
- ・ 43 ページ 各ゾーンの色彩基準
 - 「(景観づくり重点地区を除く)」を追加
- ・ 45 ページ 勧告基準
 - 「(景観づくり重点地区を除く)」を追加
- ・ 45 ページ 変更命令基準
 - 「(景観づくり重点地区を除く)」を追加
- ・ 別冊「景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」」の追加